

2004年7月8日  
(平成16年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横尾裕夫

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）の規定による住居表示の実施及び維持管理事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2004年6月28日付けで諮問（第133号）された住居表示の実施及び維持管理事務に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定によるコンピュータ処理の必要性があると認める。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たりコンピュータ処理の必要性及び安全対策は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

ア 昭和37年5月10日に「住居表示に関する法律」が制定され、本市では昭和39年8月1日に藤沢市住居表示に関する条例に基づき、鵜沼松が岡地区から住居表示が開始され、平成11年7月18日に辻堂地区を実施し、第19次に及んでいる。

エ 実施方法は、住居表示実施区域において、建物を新築した建築主等からの届出により住居番号を決定し、住居表示に関する法律第9条の規定により実施当初から紙ベースで作成した住居表示台帳をもって整備している。

### (2) コンピュータ処理をする必要性について

① 紙ベースで作成された台帳の保有冊数は140冊に及びこの間の劣化も早く、例年劣化の進んだものから随時作り替えている。建築主等からの届出も年間1,100件以上あり、その都度台帳に手書きで家型及び出入り口を記入する

ため手間が煩雑となり、見づらくなっている。

また、台帳の保管はキャビネットを使用しているが、占用面積が大きくスペース的問題があり、住居表示に関する問い合わせについても、台帳等の検索確認に時間を要するため、住居表示台帳システムを導入することにより事務処理の効率化を図ることが可能となるため、コンピュータ処理をする必要性がある。

## ② 住居表示台帳システム

ア 使用する基図 公共測量（測量法に基づく測量）による1/500精度管理  
図

イ 入力範囲（建築主等からの申請に基づく）

住所、氏名、電話番号、申請年月日、交付年月日、地番、住居表示番号  
町名、街区、建物番号、建物形状

ウ 利用範囲

現在の紙ベースの台帳情報をデータベース化し、手書きで対応していた  
台帳作成業務をデジタルデータ上で行うもので、申請者への通知、統計  
業務、照会業務に利用するもの。

エ 他のファイルとの結合なし

## (3) 安全対策について

### ① 構成機器

専用パソコン 2台、プリンタ 1台

回線 庁内専用回線（統合OAネットワークLAN）

### ② 安全対策

ア 「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、「住居表示  
管理業務等個人情報取扱要領」を定め安全対策に努める。

イ 台帳データ入力業務の委託については、契約書及び仕様書に個人情報保  
護措置を定め、藤沢市個人情報の保護に関する条例を遵守し安全対策に努  
める。

## 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ処理について認めるもの  
である。

### (1) コンピュータ処理をする必要性について

ア 住居表示台帳システムを導入することにより、効率的な事務処理を行うこ  
とができること及び市民サービスの向上を図ることから、コンピュータ処理  
をする必要性は認められる。

イ 安全対策

本業務の処理に当たっては、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、「住居表示管理業務等個人情報取扱要領」を定め処理するため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上